指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

下地島空港施設株式会社 宮古島市伊良部字佐和田1727番地47-005932 代表取締役社長 国仲 政人(土木A、建築A、電気A、管工事業A、塗装工事業)

2 指名停止期間

令和6年5月29日 ~ 令和6年6月28日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)

4 事実概要

下地島空港施設(株)が受注した、下地島空港管理事務所発注の「下地島空港航空灯火施設維持管理業務委託(R5)」において、令和6年2月2日12時25分頃、下地島空港飛行場灯台での高所作業において腐食錆が複数箇所確認される固定はしごを使用して昇降していたところ、固定はしごの踏み桟が折れ作業員が転落し負傷した。

5 指名停止措置理由

本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」 別表第1 (抜粋)

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内